



代理人制度 (インドネシア編)

1. インドネシアの代理人制度

インドネシアには、「IPコンサルタント」という資格があります。IPコンサルタントは、インドネシア特許庁¹に対する手続を代理するための資格で、日本の「弁理士」に相当します²。

以前は、誰でもインドネシア特許庁に対する手続を代理できた時代がありました。私自身、IPコンサルタントになる前、ある人に特許出願の代理を依頼したことがあります。しかし、彼のサービスは、お世辞にも適正なものとはいえませんでした。

しかし、2005年に状況が一変します。この年発表された規則によって、代理業務を行うための要件として、(a)知的財産に関する研修を修了すること、(b)試験（以下「コンサルタント試験」という）に合格すること、(c)法務人権省に登録申請することが課せられました。さらに、コンサルタント試験の受験資格は、(a)インドネシア国籍を有すること、(b)大学の学位（理工学系に限らない）を有すること、(c)公務員ではないこと、(d)一定の英語力を有すること³、という要件を満たす者に与えられることになりました。これにより、代理人のレベルの適正化が図れたのです。

2. 研修

研修は、法務人権省が認定した大学によって行われます。私が受けた2009年の研修⁴は、インドネシア大学のインドネシア知的財産アカデミー（以下「IIPA」という）によって行われました。IIPAは、WIPOとインドネシア特許庁が設立した機関で、インドネシア大学の法学部に組み込まれています。

初日に40名ずつ5つのグループに分けら

れ、グループ毎に日々の講義を受けました。

IPコンサルタントは、知的財産の全分野を取り扱うことができます。したがって、研修の内容も、特許、実用新案、意匠、商標に加えて、著作権、地理的表示、営業秘密、集積回路配置など、多岐にわたります。受講生は、各分野について、国内法、国際協定、条約、関連規則、手続方法について学びます。なお、インドネシアでは、不正競争防止法は、知的財産関連法として位置付けられていないため、研修では取り扱われません。

研修期間は、9月～12月の約3ヵ月間。平日の17:00～20:30と土曜日の9:00～16:00に講義が行われました。

研修には、大学の修士課程に匹敵する費用がかかること、拘束時間が長いことから、敷居は低くはありません。一方、未来のIPコンサルタント同士のネットワークを構築できるという利点もあります。

3. コンサルタント試験

研修終了後は、数日間にわたるコンサルタント試験（筆記試験）を受けました。

試験科目には、基本科目（特許、実用新案、意匠、商標、著作権、地理的表示、営業秘密、集積回路配置）の試験に加えて、ドラフト試験も含まれます。なお、日本の弁理士試験とは異なり、口述試験はありません。

基本課目の試験は選択式試験です。ちょうど、日本の弁理士試験でいう短答式試験に相当します。

一方、ドラフト試験は筆記試験です。図以外の書面（明細書、クレーム、及び要約書）のドラフティングが試されます。私が受験した2009年は、機械、電気、生物学／バイオテ

テクノロジー、化学、薬学の中から3つのテーマを選択しました。受験中は、すべての電子機器の使用が禁止されているので、記憶と経験が頼りの綱です。

多くの受験生にとって、ドラフト試験が最大の難関です。私は、ドラフト試験対策講座を受講しました。この講座には受験生の多くが申し込んでいました。私も、研修に加えてドラフト試験対策講座を受講したことで、3ヵ月間勉強漬けの日々を過ごしました。

4. 登録

コンサルタント試験が終了すると、卒業式に出席し、IIPAの代表者（インドネシア大学法学部長）から修了証を受け取りました。

卒業式を終えても、すぐにIPコンサルタントになれるわけではありません。登録申請を行った後、法務人権大臣と申請者が宣誓を行う式典へ出席する必要があります。この式典を終えるとIPコンサルタントとしての登録が認められます。

なお、いったん登録すると、その後の登録維持費用はかかりません。



〈宣誓式典で法務人権大臣（中央）と握手する著者（左）〉

5. むすび

受験生の大半は実務経験を持っていましたが、法律や技術のバックグラウンドを持たない受験生もいました。研修のコーディネータは「法律や技術のバックグラウンドを持って

いない人が合格するのは難しいかもね！」といていましたが、蓋を開けてみると、彼がいったとおりにはありませんでした。これは、インドネシアの代理人制度の問題の一端を表していると思います。

私がIPコンサルタントを目指した動機は、適正なサービスを受けられなかったという苦い経験にあります。IPコンサルタントは、2014年中に800人程になる見込みです。彼らと共に、日本企業の要望にも応えられるIPコンサルタントを目指して活動していきたいと思っています。

- 1 「法務人権省知的財産総局（Directorate of General of IPR）」という。総局の下には、特許局、商標局、審判部などがある。
- 2 インドネシア語では”Konsultan Hak Kekayaan Intelektual”。インドネシアIPコンサルタント協会（AKHKI）の文書には、”Intellectual Property Attorney”（知的財産弁護士）とも訳されている。
- 3 TOEFLスコアによって判断される。
- 4 1回目の研修は2005年（修了者256名）、2回目の研修は2009年（修了者201名）。

筆者紹介

Mr. Rohaldy Muluk（ロハルディ・ムルック）

GIP ASEANインドネシアオフィス（Chapter One IP）代表。1954年バダン（西スマトラ州）生まれ。ベルリン工科大学卒業。専門は物理・機械。エンジニアとしてドイツで17年過ごした後、2004年より知的財産分野のキャリアをスタート。2009年コンサルタント試験合格。2013年よりGIP Unitedsに参加。趣味はスポーツ。

<http://gip-asean.com/>

<http://www.chapterone-ip.com/>

編集者紹介

木本大介（きもと・だいすけ）

日本弁理士、GIP東京特許業務法人所属。1977年神奈川県生まれ。2003年上智大学大学院理工学研究科電気電子工学修了。専門は通信、エレクトロニクス及びコンピュータソフトウェア。企業（知財部）3年、特許事務所7年の経験を経て、2013年7月より現職。

<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>